

# 意見書

令和6年7月17日

## 北九州市食肉センターの今後のあり方検討会 様

『北九州市食肉センターの今後のあり方検討会』の構成員ならびに事務局の皆様方の貴重且つ重要なご意見に改めまして感謝を申し上げます。

このたび提示されました第1回北九州市食肉センターの今後のあり方検討会議事録ならびに関係資料について、下記のとおり、意見書を提出させていただきます。

### 記

#### ○財政負担軽減のための使用料等の値上げについて

北九州市が財政負担軽減を1つの大きな課題にしているとのこと。

令和4年11月24日の北九州市との協議時に、市から受益者負担を前提とした「使用料の値上げについて」の必要性について提起がありました。 ※添付資料参照

事業者側も財政負担軽減のための「使用料の値上げについて」理解を示し、同意しましたが令和5年度以降条例改正含めての動きが全く見えない状況です。

他自治体との利用料の乖離にて値上げを躊躇されているとお聞きしています。

ちなみにメーカーならびに畜産公社の、と畜場使用料相場と比べても値上げは可能であると考えております。条例に基づく食肉センター利用料での受益者負担が行政間の都合でままならないなら、北九州市食肉センター特別会計の『諸収入(雑入)』科目へ事業者側の応分負担を入れて赤字幅を解消する検討をしては如何でしょうか？

#### ○豚内臓9割廃棄の理由について

構成員からの質問に、事務局は廃棄理由について、搬入頭数の激減と豚の内臓業者の高齢化をあげていました。

作業スペースと設備的な問題で衛生的に処理できず、商品にできないのが本当の理由です。豚の内臓について、食肉加工場や量販店では普通の飲食店よりも高いレベルの衛生基準を求めている、現状の施設で処理をした商品は購入してもらえません。

北九州市のSDGsプラットフォームである『北九州SDGsステーション事務局』では、北九州市内企業に食品廃棄を減らす運動を推進しています。

食肉事業者は断腸の思いにて豚内臓の9割廃棄しています。ご理解願います。

## ○特定事業者等の表現について

旧と畜場が稼働していた時代は、市内の食肉専門店や小規模の卸問屋も、と畜場を利用していましたが、量販店の台頭により食肉専門店が減少し流通形態が大きく変わり、卸問屋も大型化しました。産地においても全国的に生産農家の戸数は減少し、一戸当たりの飼養頭数は増加しています。我が国の経済活動の変遷の結果であると考えます。

「生産地の食肉センターでは、家畜は集まるが販売先がない。都市部の食肉センターでは、販売先はあるがエリア内に家畜がない」。というのが現状です。

今後の食肉センター運営は生産地からの集荷力と国内外の消費地への販売力が必要です。

また、市外事業者は、自己都合でいきなり北九州市食肉センターへ参入してきたわけではありません。

昭和 63 年の食肉センター開場前は、北九州市に小倉北区と八幡西区の 2 つの食肉センターがありました。飯塚市、直方市、豊前市(旧宇島市)にもそれぞれの自治体の食肉センターがあったとのことでした。

北九州市外 3 市は福岡県が窓口となり北九州市と協議調整の結果、各エリア食肉センター廃止に伴い、現在の食肉センターを整備したようです。

当時から北九州市は、総務省が推進している行政業務の広域連携の先駆けを成してきたのです。

そのような沿革で市外事業者は、北九州市の食肉センターを利用しています。決して事業者都合にての持ち込みでないことをご理解いただきたいと思います。

合わせて 100 万都市における食肉センターは、水と同じく地域行政、社会に必要な不可欠なインフラです。

北九州市は農業地域ではありませんが、農畜産業の盛んな周辺自治体と広域連携し互恵関係を築くべきであると考えます。

## ○保健福祉局と産業経済局について

産業経済局農林水産部総合農事センターは、北九州市内の生産農家経営支援の一環としてとして小倉牛をブランディングするにあたり、枝肉価格の公平性と信頼性を担保するためとの理由で、太宰府市にある J A 全農でと畜・販売を行ったと聞いています。

- ・『食肉センター特別会計』と『卸売市場特別会計』 ※双方一般会計からの繰入
- ・『食肉』と『青果、鮮魚』
- ・『廃止もしくは民営化を目指す』と『北九州 200 万人都市圏の食を支えるとともに活気と食の文化を育む市場を目指す』

北九州市の食を支える食肉事業者として、両主管局の方針ならびに価値観の差は理解に苦しむ部分があります。

## ○食料供給困難事態対策法について

令和6年通常国会で『食料供給困難事態対策法』が成立しました。

これは、食料供給の確保を目的として、日本における緊急事態や災害時に食料供給が困難になる事態に対処するための枠組みを定めた法律です。

今後、地方自治体へも『食糧供給計画の策定』や『民間事業者との食料供給協定』等にて食の備蓄・供給経路の確保等を求められることが予想されます。

特にこれからは『平時ではなく、有事』の時代です。

国際間での地政学、感染症、気候変動、円安など様々なリスクが同時多発し、実際に海外から食の輸入がいつ途絶えても、おかしくない状況です。

健全な公的な支援のもと、地域独自で食のインフラを整備することは食の安全保障の観点からも有益で、市民生活を守り、市の持続的発展に寄与するものと考えます。

北九州市食肉センター変革協議会  
会長 宮下 博文